

平成30年度 第1回野田市自立支援・
障がい者差別解消支援地域協議会次第

日 時 平成30年 6月25日（月）

午後3時00分から

会 場 市役所 8階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議案

（1）会長及び副会長の選任について

（2）専門部会の委員の指名等について

（3）地域生活支援拠点について

4 その他

5 閉会

議案 1 会長及び副会長の選任について

野田市自立支援・障がい者差別解消地域協議会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、
会長及び副会長を委員の互選により選任するもの

会 長	
副 会 長	

議案２ 専門部会の委員の指名及び推薦について

野田市自立支援・障がい者差別解消地域協議会設置要綱第７条第２項の規定により、委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会委員及び職員のうち市長が任命した者

相談支援部会（案）

推薦委員氏名		選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会委員	五十嵐 孝子	中核地域生活支援センターのだネット
	市岡 武	サポートセンター沼南
	上野 友和	相談支援事業所はーとふる
	亀井 宏純	地域活動支援センターさくら
	川合 良輔	指定特定相談支援事業所梅の木
	古藤 栄一	サポート芽吹
	齋藤 康平	指定特定相談支援事業所ウィズ
	坂 美雪	野田市立こだま学園
	志賀 絵里香	千葉県野田健康福祉センター
	中島 伸幸	相談支援事業所アイナケアプランセンター
	鈴木 良造	野田市肢体不自由児者父母の会
	中野 徹也	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
	中村 成彦	相談支援センターいちいの会
	橋本 竜也	相談支援事業所ラシーク
市長任命	池田 亜由美	野田市保健センター子ども支援室
	山崎 正浩	野田市地域包括支援センター

就労支援部会（案）

推薦委員氏名		選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会員	池田 実代	地域活動支援センターのぞみ 地域活動支援センターきらり 障がい者団体連絡会
	岡田 莉保	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
	金城 和子	中核地域生活支援センターのだネット
	鳥羽 敬俣	指定多機能型事業所つばさ 地域活動支援センターすまいる
	永田 洋	野田市関宿心身障がい者福祉作業所
	野村 祐一	野田市心身障がい者福祉作業所
	日向 直子	野田市立あすなろ職業指導所
	藤井 周	千葉県立野田特別支援学校
	藤澤 洋一	地域活動支援センターさくら
任命 市長	田中 徳寿	野田市商工観光課

こども部会（案）

推薦委員氏名		選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会員	相澤 加代子	野田市手をつなぐ親の会
	金城 和子	中核地域生活支援センターのだネット
	小林 真奈美	千葉県野田健康福祉センター
	古谷田 美穂子	野田市自閉症協会
	鈴木 千尋	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
	西原 裕哉	千葉県立野田特別支援学校
	副見 君雄	野田市立あさひ育成園
	渡辺 梨絵	野田市肢体不自由児者父母の会
市長による任命	池田 亜由美	野田市保健センターこども支援室
	磯部 恵子	野田市教育委員会指導課
	金安 佳子	野田市保育課
	中山 知子	野田市保健センター
	廣瀬 康之	野田市保育課
	村山 佐知子	野田市保健センターこども支援室
	渡部 茂至	野田市児童家庭課

権利擁護部会（案）

推薦委員氏名		選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会員	五十嵐 孝子	中核地域生活支援センターのだネット
	鈴木 勝己	茨城急行自動車株式会社
	知久 たい子	野田市手をつなぐ親の会
	中野 徹也	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
	平井 賢吾	野田商工会議所
	藤井 美智子	NPO法人枝の会
	松崎 吉洋	千葉県立野田特別支援学校
	松本 尚史	野田市関宿商工会
	丸野 恵美	野田市肢体不自由児者父母の会
市長による任命	磯部 恵子	野田市教育委員会指導課
	川嶋 文和	野田市商工観光課
	鈴木 和子	野田市人権・男女共同参画推進課
	花里 圭一郎	野田市人事課

議案３ 地域生活支援拠点について

平成 30 年 6 月 25 日

地域生活支援拠点の視察

（１）実施日

平成 30 年 7 月 23 日（月）

※移動は、中型バス（サブ 8 君）を利用します。昼食は、自費になります。

（２）視察地

地域生活支援拠点あおば （社会福祉法人青葉会）
住所：柏市十倉二 175-66

フラットヴィレッジ （社会福祉法人フラット）
住所：白井市根 460-1

地域生活支援拠点たんぽぽ（社会福祉法人ワーナーホーム）
住所：柏市柏下 135-1

（３）視察スケジュール

時間	内容
午前 9 時 15 分	野田市役所正面玄関 集合
午前 9 時 20 分 ～ 午前 10 時 00 分	＝バス移動＝
午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 00 分	地域生活支援拠点あおば
午前 11 時 00 分 ～ 正午	＝バス移動＝
正午 ～ 午後 1 時 00 分	フラットヴィレッジで昼食
午後 1 時 00 分 ～ 午後 2 時 00 分	フラットヴィレッジの視察
午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 00 分	＝バス移動＝
午後 3 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分	地域生活支援拠点たんぽぽ
午後 4 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分	＝バス移動＝
午後 5 時 00 分	野田市役所正面玄関 解散

（４）参加者

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会委員（本会）を中心とした
メンバー約 20 人

4 その他

施設における個人情報の管理に係る注意喚起について

平成30年4月4日、市内障がい者支援施設より、個人情報漏洩の発生報告有。
発生した個人情報漏洩に関する概要は以下のとおりです。

【概要】

平成30年3月30日に、同じ保育園に通う保護者である行為者から被害者に渡された「手紙」により発覚したもの。

手紙には、被害者の子供の病名や、家族のことが書かれていた。

被害者と行為者は同じ保育園に通園しており、互いに面識のある関係。

行為者は、市内の障がい者支援施設に勤務する事務員。

以前より、子どもどうしの中で押される、眼鏡を壊されるなどトラブルが発生。

被害者は、自身の子どもの発達について、支援施設の相談員に相談していた。

被害者は行為者より受け取った手紙の内容から、施設に相談した内容が記されており、行為者が相談した支援施設に勤務していることを考えると、施設からの情報漏洩が考えられることに至り、4月2日に施設へ相談。

同日、施設による調査開始、調査の結果、事務員からの情報漏洩が発覚。

行為者である事務員は、相談関係の書類整理時に偶然に被害者児童の情報を入手、かねてからトラブルによる不満があり、また被害者の児童の将来を気にかけて手紙を書いた。被害者は個人情報が漏洩したことに対し、家族が受ける不安等を心配している。

施設側の対応

本人及び施設から被害者への謝罪を行うとともに、発生原因の調査、該当職員の処分（依願退職）、行為者に対し入手した情報の悪用をしない誓約書の徴取、市への報告、そして被害者より事例として関係団体への情報共有を行ってほしいとの要望あり。

事業所での再発防止として、

- ・相談支援に関する情報は、特定の職員のみとし、情報は相談員がカギのかかる場所に保管することを徹底。
- ・年1回個人情報保護について、各職員に確認する。
- ・個人情報の守秘義務の大切さを研修等で職員に伝えていく。

各施設及び団体とも、個人情報の管理徹底はもちろんですが、事業所内で知り得た情報を、安易に外部に漏らすことは、個人情報の漏洩となりますので、改めて職員等への周知徹底をよろしくお願いします。

議案２ 専門部会の委員の指名及び推薦について（指名結果）

野田市自立支援・障がい者差別解消地域協議会設置要綱第７条第２項の規定による、会長が指名した専門具会の委員。

相談支援部会

指名委員	選出団体等
柄澤 隆一 委員	障害者就業・生活支援センターはーとふる
堀口 美千代 委員	相談支援センターそよかぜ
吉田 利恵 委員	千葉県立野田特別支援学校

就労支援部会

指名委員	選出団体等
柄澤 隆一 委員	障害者就業・生活支援センターはーとふる

こども部会

指名委員	選出団体等
小林 公平 委員	野田市立こだま学園

権利擁護部会

指名委員	選出団体等
倉前 博幸 委員	千葉県司法書士会柏支部
金剛寺 守 委員	柏人権擁護委員協議会野田部会
鈴木 美由紀 委員	野田芽吹学園
柳下 信雄 委員	松戸公共職業安定所野田出張所

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 の規定に基づき障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 29 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第 7 条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者並びに委員の推薦に基づき市長が委嘱した者及び職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第 8 条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、保健福祉部障がい者支援課において行う。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市地域自立支援協議会要綱第 1 条の規定により設置された野田市地域自立支援協議会(以下「旧協議会」という。)の委員である者は、この告示の施行の日に、この告示による改正後の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱(以下「新要綱」という。)第 3 条第 2 項本文の規定により野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「新協議会」という。)の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この告示の施行の際現に旧協議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの告示の施行の日に、新要綱第 5 条第 2 項の規定により新協議会の会長又は副会長に選任されたものとみなす。

(任期の特例)

4 この告示の施行に伴い新たに委嘱される新協議会の委員の任期は、新要綱第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、附則第 2 項の規定により新協議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期満了の日までとする。